

定期監査実施報告書(抜粋)

1. 監査の期間

平成25年10月10日(木)～平成25年11月19日(火)

2. 監査の対象及び説明聴取月日

行政改革推進室		11月	7日
企画部	企画経営室	11月	7日
	職員課	11月	6日
	情報推進室	11月	7日
総務部	防災推進室	11月	7日
	財政課	11月	8日
	環境美化センター	11月	7日
市民生活部	介護保険課	11月	6日
健康福祉部	健康課	11月	6日
建設部	住宅・公園課	11月	8日
教育委員会	社会教育課	11月	7日
	文化スポーツ室	11月	6日

3. 監査の方法

平成25年9月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規則等に適合し、かつ経済性を考慮し、効率的、有効的に執行されているか、関係書類を審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善及び検討すべき事項については、その旨指摘した。

なお、監査結果の概況は、以下のとおりである。

指摘事項

企画部 職員課

- ① 臨時職員等の給与について、臨時的任用職員等のうち常勤でない職員への一時金の支給が現在 129 名ある。これについて、平成 22 年 9 月最高裁において「勤務日数が週 3 日程度の臨時的任用職員に対する一時金の支給は地方自治法第 204 条の 2 により違法というべきである」という判決が出ており、今後廃止に向け検討されたい。
- ② 臨時的任用職員等の給与について、地方自治法第 204 条第 3 項では「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。橋本市職員の給与に関する条例第 27 条では「地方公務員法第 22 条の規定に基づく臨時的任用職員及び非常勤職員には、任命権者が給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する」となっており、支給に関する基本的事項についての定めがない。平成 22 年 9 月最高裁においても「基本的事項について条例で定めのないまま行われた一時金の支給は違法というべきである」との判決が出ていることから、本市条例においても、より詳細な基本的事項を記載すべきである。

企画部 情報推進室

- ① 新規システム導入時の業者選定について、初期システム費用だけでなく、今後の保守・運用費用や、業務担当課側から見た各々の業務機能についても評価項目に入れた総合評価方式を採用し、長期的視野にたった基準で業者選定している。これは、高く評価するべきものである。

市民生活部 環境美化センター

- ① 環境美化センターにおける人員体制の現況は 正職員 20 名、嘱託職員 2 名、臨時職員 8 名で、平成 24 年度総コストは 213,094 千円となっている。
ごみ収集に伴うコストを勘案すれば、今後、正職員には積極的に一般事務職への転任試験の受験を勧め、環境美化センターの正職員を嘱託職員、臨時職員へと段階的に切り替えること、また、民間委託部門を増やしていく等、コストの合理化を進展させる必要があると考える。

健康福祉部 介護保険課

- ① 地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されているが、「橋本市老人福祉施設等整備に関する選定委員会」「橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会」「橋本市地域密着型サービス運営委員会」については、現在、要綱に基づき運用されており、これは法律の定めがないことから、条例の制定が必要である。

健康福祉部 健康課

- ① 食事（栄養）に関する指導について、成人分野、母子保健分野に分け様々な事業を行っているが、より積極的な市民参加を促すため市民への周知を図られたい。
- ② 地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されているが、「橋本市予防接種健康被害調査委員会」は現在、要綱に基づき運用されており、法律の定めがないことから、条例の制定が必要である。
- ③ 各委託契約書の前文の記載について「橋本市長と・・・〇〇は・・・」から「橋本市と・・・〇〇は・・・」と、組織同士の契約となるよう表現を統一されたい。
- ④ 予防接種に係るワクチン等の一部は、医療機関が直接発注している。現在、支出をする健康課において、対象者の接種人数とワクチン等の発注数の照合確認が行われていないものがある。今後は医療機関から提出される問診表等で数量の確認が行われたい。

建設部 住宅・公園課

- ① 高野口駅北駐車場の利用率が下がっていることから、料金改定の検討や駐車場の整備・修繕等により利用率の向上を図られたい。
- ② 委託契約書の前文の記載について「橋本市長と・・・〇〇は・・・」から「橋本市と・・・〇〇は・・・」と、組織同士の契約となるよう表現を統一されたい。

- ③ 公営住宅使用料の未収金回収対策として、現在 75 件の分納誓約がなされているが、今後も分納誓約の増加を図られたい。
- ④ 公営住宅使用料の滞納について、悪質なものについては連帯保証人に対する督促状、催告書を発送されたい。
- ⑤ 公営住宅を退去した滞納者について、行先不明者を正確に把握し、連帯保証人への督促状、催告書を発送されたい。
- ⑥ 公営住宅使用料の回収について、目標徴収率だけではなく回収目標を金額ベースで明確に設定されたい。
- ⑦ 住宅新築資金等貸付金の過年度未収金の回収については、徴収率が上がり未収額が減少していることは評価できるが、債権者に対し督促状、催告書を発送されていない。地方自治法施行令第 171 条「普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定されていることから、今後は債務者に対して督促状、催告書を発送されたい。
- ⑧ 橋本市住宅新築資金等償還審議委員会規則があるものの、現在機能していない。本委員会の設置は必要であると考え。なお、運用については地方自治法第 138 条の 4 第 3 項により、規則ではなく条例化が必要である。（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」）
- ⑨ 住宅新築資金等貸付金の過年度分滞納者のおよそ三分の一は、対象不動産がない状態にある。要因は、既に売却された、競売にかけられ配当金を回収した、もともと抵当権が設定されていなかった等であるが、今後の回収の為に現況を確認されたい。
- ⑩ 住宅新築資金等貸付金の滞納者について、過去には連帯保証人に対する督促状を発送されたことがあるが、平成 25 年度には発送されていない。連帯保証人に督促状、催告書を発送されたい。
- ⑪ 住宅新築資金等貸付金の滞納者に対する措置マニュアルを作成されたい。
- ⑫ 住宅新築資金等貸付金の未収金回収について、目標徴収率だけではなく回収目標を金額ベースで明確に設定されたい。
- ⑬ 住宅新築資金等貸付金の償還事項について、旧高野口町の対象者には旧町の貸付金条例があるが、旧橋本市の対象者には条例はなく、旧市の貸付金要綱で運用されている。新橋本市として共通の条例を制定されたい。

教育委員会 社会教育課

- ① 橋本市PTA連絡会補助金等で交付申請書の金額と交付決定通知書のコル額が相違している。これは、橋本市補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会において審査され、貢献度補正として申請額に加算されたためであるが、それならばその内容を交付決定通知書に記載すべきである。
- ② 橋本市立児童館設置及び管理条例によると、現在、児童館は10館あり、内4館が児童館として機能し、当該地区の児童等に利用されているところであるが、施設が老朽化しており耐震対策にも問題があることから、今後のあり方を検討する必要がある。また、その他の6館については、児童館として利用されていないことから現在の管理及び利用状況、且つ今後のあり方についても検討する必要がある。

教育委員会 文化スポーツ室

- ① 公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社に対し、地域の芸術環境づくり助成事業補助金として、ふるさとオペラ「石童丸」公演のため、1,300千円が支出されている。この事業経費(予定)には記念DVDの製作費200千円が計上されているが、DVDの販売等で収入増加を図り、財源確保に取り組まれるよう指導されたい。
- ② 橋本市体育協会との市民体育振興委託契約について、体育協会規約において副会長に権限がないことから、次回から(発注者)橋本市長臨時代理者副市長と(受注者)体育協会会長との契約に改めること。
- ③ 図書館における在地文書等デジタル化業務委託については本年度末で終了予定であるが、今後はデジタル化文書の公開に向けて検討されたい。
- ④ 今後の図書館運営のあり方として、民間委託及び指定管理による運営形態について、調査を進められたい。